

令和8年度 おおぎみこども園入園の申込について

「子育て支援法」の規定により、毎年新たな認定がされます。また、年度途中でも保育の必要事由に変更が生じた場合は、その都度新たな認定がされます。給付費に係る認定なので監査の対象になります。正確な記入をお願いします。

土曜日保育についても該当する保育の必要性を守っていただきますようお願いいたします。

- ◎ 申込期間…令和7年11月4日（火）～11月28日（金）
- ◎ 申込対象…0歳（生後6ヶ月以上） ～ 就学前の乳幼児
- ◎ 申込書類配布および提出先…大宜味村役場住民福祉課
又は おおぎみこども園
- ◎ 申込提出書類 ※詳しくは資料3ページをご確認ください。

① 利用申込書（施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書（現況届））

② 同意書 ③ 申告書

④ 家庭で十分な保育が出来ないことを証明する書類

※2号認定、3号認定を希望する方のみ提出。

（就労・内職・自営・出産・病気・看護・求職活動等の証明書）

※事実に相違した場合は入園ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

⑤ 対象児童の健康診断書（在園児は不要です。特に用紙の指定なし）

※令和7年1月1日時点に大宜味村に住所がない保護者の方は課税状況の確認のため、課税証明書の提出、又は、マイナンバーの提出が必要です。

※兄弟姉妹で入園申込みを希望される場合は、③・④は1部だけの提出で構いません。

お問い合わせ 大宜味村役場 住民福祉課 子育て支援係 (0980)44-3003

◎令和8年度の年齢別クラスの区分◎

クラス	児童の生年月日	クラス	児童の生年月日
0歳児	令和7年4月2日生～	3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日生
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日生	4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日生
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日生	5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日生

令和8年4月1日時点での
満年齢で数えます♪



1. 支給認定と利用区分について

【保育の必要性の認定申請】

こども園等の施設の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定の区分によって、施設の利用時間が変わります。

認定区分		利用時間	年齢	保育の必要性
教育時間認定	1号認定	8:30～13:30	3～5歳児	「教育」を希望する場合
保育認定	2号認定	8:30～16:30 又は	3～5歳児	「保育の必要性の事由」に該当し、「保育」を希望する場合
	3号認定	7:30～18:30	0～2歳児	

【利用区分について】

保育を必要とする事由に応じて、保育の必要性量を次の2つのいずれかに認定します。

保育標準時間

利用時間 7:30～18:30（11時間）

（フルタイム就労を想定した利用時間）

※1ヶ月あたり120時間以上の就労、妊娠・出産等

保育短時間

利用時間 8:30～16:30（8時間）

（パートタイム就労を想定した利用時間）

※1ヶ月あたり64時間以上の就労、育休、求職活動等

2. 保育を必要とする事由について

上表の「認定区分」の2・3号認定（保育認定）を受けるには、保護者は下記のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

それぞれの事由によって提出書類が変わりますので3ページを参照ください。

就労	月64時間以上の就労
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は産後間もない場合
疾病・障害	保護者の疾病・障害
介護・看護	同居又は長期入院している親族の介護・看護
求職中	求職中を継続的に行っている場合、または起業準備を行っている場合
就学	職業訓練校等での職業訓練含む
育児休業中 （在園児のみ）	育児休業取得中に既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
児童虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合

※土曜日の保育利用についても上記の事由の該当が必要です。

【保育を必要とする事由】 保育を必要とする理由や勤務先・勤務時間の変更があった場合

は、速やかに必要書類を提出してください。（厳守） ※その都度新たに認定書が交付されます。

●災害復旧。国際ボランティア等を除き、収入を伴わない、いわゆる「手伝い」または「協力者」は保育の必要性に該当しません。

●大宜味村の担当職員が電話や訪問による就労実態の調査の結果、当該申告書の内容と異なる場合は虚偽申告となり、無効になります。

保育を必要とする事由	提出書類 ◎は役場にて配布または 大宜味村役場ホームページにてダウンロード可能		認定の有効期間 (利用できる期間)	保育利用 時間
就労	勤務	◎就労証明書 ※事業所印が押印されたもの	当該状況が続く間	標準時間 または 短時間
	自営 業者	◎就労証明書 ※ 添付資料 開業届、税申告書、営業許可書、青色事業専従者給付、農業従事者資格証明書に関する届出書の内から 1 点及び直近 3 ヶ月分の報酬等の明細書		
妊娠・出産	○母子手帳の写し		妊娠中または 産後 8 週目の翌日の属 する月末まで	標準時間
疾病・障害	疾病	◎診断書	当該状況が続く間	標準時間
	障害	○障害者手帳等		
介護・看護	◎介護・看護状況証明書		当該状況が続く間	標準時間
求職中	◎求職活動申立書		原則 90 日間	短時間
就学	○就学・就業証明書		卒業予定日または修了予定日が属する月末まで	標準時間
災害復旧	○罹災証明書等		当該状況が続く間	標準時間
児童虐待・DV			当該状況が続く間	標準時間
育児休業中 (在園児のみ)	◎育児休業期間が記載された就労証明書 または○その他育児休業を取得している ことが分かる書類		当該状況が続く間	短時間

育児休業給付を受給中・受給予定の方へ

●2025 年 4 月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。育児休業給付を受給中の方は、「現況届 兼 利用申込書」を提出前にコピーをとり、控えとして保管してください。

●やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。

※育児休業給付に関することは、大宜味村役場・こども園では分かりかねます。
右記 QR コードから沖縄労働局 HP を確認の上、ハローワークへ問い合わせ下さい。



3. 5月以降の入園申込みについて

令和8年5月以降の申込みについては、下記のとおりとします。入園は原則、毎月1日となります。

利用希望月	申し込み受付期間	審査後の通知
5月	3月2日（月）～4月1日（水）	4月上旬～中旬
6月	4月1日（水）～5月1日（金）	5月上旬～中旬
7月	5月1日（金）～6月1日（月）	6月上旬～中旬
8月	6月1日（月）～7月1日（水）	7月上旬～中旬
9月	7月1日（水）～8月3日（月）	8月上旬～中旬
10月	8月3日（月）～9月1日（火）	9月上旬～中旬
11月	9月1日（火）～10月1日（木）	10月上旬～中旬
12月	10月1日（木）～11月2日（月）	11月上旬～中旬
1月	11月2日（月）～12月1日（火）	12月上旬～中旬
2月	12月1日（火）～1月4日（月）	1月上旬～中旬
3月	※要相談	

申し込み受付期間後に認定審査を行うため、認定証の交付は利用調整の結果とともに利用希望月の前月の上旬～中旬で通知いたします。特に申し出がない場合は、上記の通知時期に同意しているものと見なします。

おおぎみこども園以外の施設も含めて希望している場合は自治体により受付申込期間が異なります。その場合は、先方の自治体の締切日より5開庁日前までに提出頂く必要があります。利用申込書に利用を希望する施設名を記入のうえ、お申し出下さい。